

令和3年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

横浜市公立大学法人評価委員会

令和4年8月

目 次

内容

はじめに	1
1 法人評価の概要	2
2 令和3年度の業務実績の総括的評価	4
3 令和3年度の業務実績の項目別評価	5
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	5
1 教育に関する目標を達成するための取組	5
2 研究の推進に関する目標を達成するための取組	5
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	6
III 国際化に関する目標を達成するための取組	6
IV 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組	6
1 医療分野・医療提供等に関する目標を達成するための取組	6
2 医療人材の育成等に関する目標を達成するための取組	6
3 地域医療に関する目標を達成するための取組	7
4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組	7
5 医療安全・病院運営に関する目標を達成するための取組	7
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	7
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための取組	7
2 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	8
VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組	8
4 参考	9
5 令和3年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告	

令和3年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

はじめに

公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という。）は、横浜というまちとともに歩み、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきた。

また、県内唯一の医学部を擁する公立大学として医療人材を輩出するとともに、横浜市立大学附属病院（以下「附属病院」という。）及び横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「附属市民総合医療センター」という。）においては、社会に甚大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症の対応について、重症患者と一般診療の両立を図り地域医療の「最後の砦」として、現場の最前線で最大限の対応を進めている。

一方で、人口減少・超高齢社会の進行、SDGsの推進、脱炭素化社会の実現、DXやオープンイノベーションの推進など、市大を取り巻く社会・経済状況は激しく変化しているほか、少子化の一層の加速による大学間競争も激しさを増している。

こうした厳しい状況にあって、市大は都市課題や市民生活に密着した課題の解決に取り組み、自らの強みや特色を更に伸ばし、それらが広く社会全体に認知され、厳しい社会情勢の中でも学生や研究者に選ばれる大学となることを目指すこと、また、今後もYCUミッションにも謳われている国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応えるとともに、社会状況の変化に対応し大学としての存在価値を高めていくことを目指した第3期中期目標及び中期計画に沿って、教育・研究・医療の充実を図るための取組を進めている。

令和3年度は、第3期中期目標及び中期計画期間（平成29年度から令和4年度まで）の5年目となる。具体的な評価の視点としては、①第3期中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、市大の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと、②これまでの評価の中で指摘した事項について大学運営に的確に反映されているかなどを確認すること、③自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市大全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、必要に応じて計画の修正を求めること等を基本方針とし、この期間での継続的な取組・実施を念頭に置きつつ、令和3年度業務実績の評価を行った。

1 法人評価の概要

<法人評価の概要>

公立大学法人横浜市立大学は法人化に伴い、市会の議決を経て市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自律的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」※という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることになっている。

評価委員会は、中期目標期間並びに各事業年度における評価にあたって、中期計画や年度計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

※横浜市公立大学法人評価委員会委員（任期:令和4年12月23日まで）

委員長	工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会会長・元文部科学審議官
委員	有賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
	今市 涼子	学校法人 日本女子大学 理事長
	大久保 千行	横浜商工会議所 副会頭
	河合 千尋	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

（委員は50音順）

<主な評価の方針>

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど当年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、地方独立行政法人法に基づき、中期目標等の期間5年目に中間評価を行うこと。

<評価の流れ>

(1) 令和3年度 業務実績報告書の提出及び公立大学法人の自己評価

公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(6分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(12項目)をまとめた「令和3年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」等の提出を受けた。

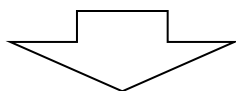
これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組67項目を対象に自己評価を行った。

【自己評価】

S	A	B	C	合計
7	59	1	0	67

【評価の基準】

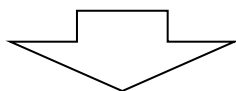
- S・・・年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
- A・・・年度計画を順調に達成している
- B・・・年度計画を十分には達成できていない
- C・・・年度計画をほとんど達成していない



(2) 評価委員会による評価(詳細はP4以降を参照)

公立大学法人から提出のあった令和3年度業務実績報告書等に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価項目	法人の自己評価	評価委員会による評価
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	A	A
1. 教育に関する目標を達成するための取組	A	A
2. 研究の推進に関する目標を達成するための取組	A	A
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	A	S
III 国際化に関する目標を達成するための取組	A	A
IV 附属2病院(附属病院及び附属市民総合医療センター)に関する目標を達成するための取組	A	S
1. 医療分野・医療提供等に関する目標を達成するための取組	A	S
2. 医療人材の育成等に関する目標を達成するための取組	A	A
3. 地域医療に関する目標を達成するための取組	A	S
4. 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組	A	A
5. 医療安全・病院運営に関する目標を達成するための取組	A	A
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	A	A
1. 業務運営の改善に関する目標を達成するための取組	A	A
2. 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	A	S
VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組	A	A



(3) 法人評価結果(本報告書)の作成

- ・年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と、各取組の進捗状況を示す項目別評価に分けてまとめた。
- ・項目別評価において、法人から提出のあった業務実績報告書やヒアリング等を通じて取組状況を把握し、主な取組を記載するとともに、項目ごとの評価を示した。
- ・法人の取組に対する「特に評価できる点」と「留意点」を示した。

2 令和3年度の業務実績の総括的評価

令和3年度の業務実績に関する全体的な評価としては、第3期中期計画期間の5年目を迎え、YCU ミッション並びに取組の基本である「横浜から世界へ羽ばたく人材育成と知の創生・発信」そして「学生・市民・社会に対して本学が有する知的・医療資源の還元」に従って、様々なきめ細かい対応がなされており、教育・研究・医療・その他全般に亘って、優れた取組をしてきたと認められる。

教育面では、全学的なデータサイエンス教育、PBL(※)・アクティブラーニング、文理融合・実課題解決型学習、大学院科目早期履修制度導入など、教育内容・方法の改善充実のほか、学生支援の強化等にも努め、学生満足度、FD・SD研修受講率、アクティブラーニング導入率などの指標が目標を超える結果となり、優れた成果と評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症における保健指導と同時に、オンラインの講義を積極的に実践するなど、時宜を逸することなく十分な対策を行い、教育の質の向上に関する目的を達成したと評価できる。

※PBL…「Project Based Learning」の略で、課題解決型学習のこと

研究面では、研究支援体制の充実を図りつつ、新型コロナウイルス感染症関連の優れた研究成果の公表など、着実に研究力を強化していることがうかがえる。論文数、科学研究費補助金の採択率、共同研究受託研究数などの指標が目標を超え、成果を挙げていると評価できる。

地域貢献面では、地域志向科目の開講、地域実践研究の開始、横浜市と協力した種々の取組、市民等も対象に含めた新型コロナウイルスワクチンの職域接種など、地域に貢献する活動を積極的に遂行したと認められる。また、従来のエクステンション講座だけでなく、大学の授業8講座を市民に開放したことは、公立大学として評価できる。

国際化面では、渡航プログラムにはまだ多くの配慮が必要とされる状況下で、オンラインも活用した国際交流の機会を創出したことは高く評価できる。

医療面では、横浜市全体で、新型コロナウイルス感染症やその疑い症例への診療と、従来からの救急診療とを両立させることが極めて困難な状況にあったが、ECMOや人工呼吸器を必要とする重症患者を診療しながら地域医療を支えてきた附属2病院の奮闘は特筆すべきである。最前線において対応してきた、士気の高い医療者に感謝と敬意を表すところである。新型コロナウイルス感染症の蔓延に十分に耐えて責務を全うしたと評価できる。

経営面では、コロナ禍の中、法人全体での工夫と努力により、大学・2病院部門の全セグメントにおいて黒字決算となったことは大きく評価できる。

また、教職員の働き方改革に向けてICTインフラ整備・DX化・ネットワーク化に積極的に取り組んでいることは評価できる。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策で様々な制約がある中、学生サポートや地域医療への貢献に様々な施策を進めたことを高く評価する。今後、少子高齢化が進む中、教育・研究・医療・地域貢献といった分野で横浜市立大学が果たせる役割・領域は広がっており、経営の効率化とともに様々な取組に挑戦することを期待する。

3 令和3年度の業務実績の項目別評価

評価	令和3年度 項目別評価
S	年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している。
A	年度計画を順調に達成している。
B	年度計画を十分には達成できていない。
C	年度計画をほとんど達成していない。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

特に評価できる点（○）や留意点（●）は以下のとおり。

1 教育に関する取組 《評価：A》

- 全学横断的な組織となる「高等教育推進センター」を設置し、教育の質の保証を高める取組を全学で推進していることは評価できる。
- データサイエンス学部の充実に伴って、この分野に関する教育が全学的な広がりをもって発展していることが理解できる。このことは学内に限られず、横浜市や社会人へと展開しており高く評価できる。
- みなとみらいサテライトキャンパスにおいては、大学院講義での利用にとどまらず、スタートアップ企業との共同研究を実施し産学連携拠点機能の強化が図られている。
- キャリア支援について、新型コロナウイルス感染症等の影響により業種によっては従来より大きく採用人数を減らす企業も見られたため、当初の希望通りの就職活動ができなかった学生も少なからずいたと思うが、就職率を大きく下げず維持できたことはサポート体制があったからこそと高く評価する。
- 企業や社会を取り巻く環境の変化のスピードが上がり、就労年数も長くなる中、多くの社会人にとってキャリア中期での学び直しは大きな意義がある。今後も社会人向けの学びの機会のさらなる充実を検討されたい。

2 研究の推進に関する取組 《評価：A》

- 若手研究者に対するURA人材(※)や学部専門機関との連携、バイアウト制度(※)の運用開始などの研究支援施策の効果によって、論文数、科研費採択率、共同受託研究数などの指標が目標を超えており、顕著な成果を挙げている。
- コロナ抗体保有率の調査研究が大きく取り上げられ、市大医学部のプレゼンスが向上した。

※URA (University Research Administrator) …研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等をマネージする人材をいう

※バイアウト制度…研究者が、研究に従事する時間を確保し、研究に安定して専念できるようにするため、研究者が本来行う必要のある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務について代行を認めること

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：S》

年度計画を上回って達成したと認められる。

- ボランティア派遣数や横浜市との連携取組件数の指標は目標を大きく上回っていることが評価できる。
- 学びの場としてだけのキャンパスでなく、学生のうちから様々なボランティア活動や地域活動に参加する機会があるのは、社会の一員としての自覚や自立を促すうえでも大変有意義な機会である。
- 教員地域貢献活動支援事業として開始した「地域実践研究」の研究助成も生かされ、賞を受賞したことなど高く評価できる。

III 国際化に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 新型コロナウイルス感染症の下で、オンラインプログラムの充実等が図られている。また、実際に海外渡航を行った学生らについて渡航先の関係機関と周到な準備を施して有意な経験を積むことを支援した実績を高く評価したい。
- 協定校も着実に増え、83校に至っているが、目標の100校の見直しを含め、引き続き取り組みを進められたい。

IV 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：S》

年度計画を上回って達成したと認められる。

1 医療分野・医療提供等に関する取組 《評価：S》

- 病院間・病院内の連携の強化、病院スタッフの資質向上、患者目線での各種サービスの向上などに取り組むほか、附属病院では特定機能病院として高い水準の医療が提供され、がんゲノム診療も対象を漸次拡大していること、附属市民総合医療センターでは三次救急医療とコロナ禍での高度医療とを両立させ、それぞれ十分に対応したことを評価したい。
- 新型コロナウイルス感染症への対応、新型コロナ専門病院への尽力、深夜・早朝のワクチン接種支援、他大学の職域接種にも協力するなど、市の保健医療施策に寄与したことは大いに評価される。

2 医療人材の育成等に関する取組 《評価：A》

- 医師の事務負担軽減や看護師の業務負担の軽減などを目的に、多職種の教育に熱心に当たった。さらに病院経営に資する人材育成にも多くの職員が参加し、大学病院としての医療人材の育成は順調と評価する。

- 医療人材の育成支援や医療従事者のライフイベントとの両立支援の施策は高く評価したい。今後も、すべての職位にとってさらに働きやすい職場環境の構築を目指してほしい。

3 地域医療に関する目標を達成するための取組 《評価：S》

- 附属2病院にて、多数の後方病院に一斉に情報を発信する転院調整支援システムが稼働し、業務の効率化・標準化が図られた。訪問看護ステーションなどとも密な連携があり、一層の発展が期待される。
- 地域の医療従事者に対する研修、病院実習生の受け入れ、市民向け医療講座のオンデマンド配信、新型コロナウイルス感染症についてのWebサイトを使って広報を強化するなど、評価できる。

4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組 《評価：A》

- 附属2病院について臨床研究中核病院の要件を満たすべく、不足していた医師、安全管理担当者や知財管理担当者を新たに配置した。また、臨床研究セミナーを系統立てて開催した。これらを経て、年度末に厚生労働省に本申請を行った。
- 附属病院では脳神経外科領域で国内初となる手術支援ロボットアーム（Cirq ロボットアーム）を導入し、高難度の手術に対応したほか、附属市民総合医療センターでは手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）を2台体制で稼働し、高度で質の高い医療提供に取り組んだことを評価する。
- Y-NEXT 内に戦略相談室を設置し、橋渡し研究・産学連携支援を担う医師を配置し、研究推進部との連携を強化したことは評価できる。

5 医療安全・病院運営に関する取組 《評価：A》

- 倫理コンサルテーションチームの活動が附属2病院計96件は特筆すべきである。また入院患者へのPFM(※)の実践、社会的な支援を擁する患者への外来対応も優れている。また、対新型コロナウイルス感染症における職員への安全管理も高く評価できる。
- 患者本位の医療をめざし、退院支援看護師やソーシャルワーカー・リエゾン看護師などによる患者相談体制の整備や、待ち時間の改善などを着実にいった。附属2病院間の情報インフラの共有化も進み、電子カルテデータの有効活用に努めていることは評価できる。

※PFM(Patient Flow Management)…入院前に患者の基本情報を集めておくことで、退院への問題解決に向けて早期に着手できると同時に、病床管理を合理的に行うこと。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

1 業務運営の改善に関する取組 《評価：A》

- 理事長・学長や管理職が、積極的にコンプライアンスの推進やガバナンスの強化に努めるとともに、働き方改革、人材育成等にも積極的に取り組んだと評価できる。
- 教職員の働き方改革に向けて出退勤管理システム、テレワークの本格稼働などICTインフラ整備・DX化・ネットワーク化に積極的に取り組んだと評価できる。

- 医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定に向け、若手中堅教職員をメンバーとした領域検討委員会を設置し、新病院の目指す姿、備える機能等の検討を前向きに実施していることを評価する。
- 進学ブランド調査の知名度が、令和3年度の目標値を達成できていないことの要因を分析し、大学の魅力向上に一層努力されたい。
- 18歳人口の減少が進む中、受験生は志望大学を知名度や偏差値だけで選ぶ時代ではなくなっている。入学したらどんなことができるのか、イメージを持ちやすくするためにも動画やSNSも含め多様でさらに充実した情報発信を検討されたい。

2 財務内容の改善に関する取組 《評価：S》

- もとより大学は収益事業体ではないものの、関係者の工夫と努力により、大学・附属2病院の全セグメントにおいて黒字決算となったことは大いに評価されるべきものと考えます。
- ただ、今回の黒字決算は、新型コロナウイルス感染症絡みの補助金という特殊事情が多分に寄与したものであり、今後は、一方で、法人においては諸経費の見直し、節減に一層努めるとともに、他方で、法人の設置者である横浜市は大学の発展、充実に真に必要な支援を惜しむことのないようお願いしている。
- 法人としてファンドレイザーを用いて寄付活動を行い、目標額を上回る寄付を得た事は高く評価できる。

VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組

【3年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 病院機能評価と大学機関別認証評価とを受審し、適合判定を得ており、適切な対応に努めたと評価できる。
- 上記の評価において改善を要するとされた点について、質向上への検討を行って実績をあげつつある。このようにして自己点検と評価に関する目標達成の取り組みを順調に遂行している。

4 参考

◆ 横浜市公立大学法人評価委員会 開催状況(平成 30 年度以降)

- 1 第 76 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 30 年 5 月 31 日開催)
- 2 第 77 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 30 年 7 月 6 日開催)
- 3 第 78 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 30 年 8 月 22 日開催)

-
- 4 第 79 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和元年 5 月 30 日開催)
 - 5 第 80 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和元年 7 月 4 日開催)
 - 6 第 81 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和元年 8 月 21 日開催)

-
- 7 第 82 回横浜市公立大学法人評価委員会 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
 - 8 第 83 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 2 年 7 月 10 日開催)
 - 9 第 84 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 2 年 8 月 19 日開催)

-
- 10 第 85 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 3 年 5 月 21 日開催)
 - 11 第 86 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 3 年 7 月 16 日開催)
 - 12 第 87 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 3 年 8 月 17 日開催)
 - 13 第 88 回横浜市公立大学法人評価委員会 (令和 4 年 3 月 14 日開催)

◆ 横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市政策局大学調整課

◆ 地方独立行政法人法(抜粋)

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

以下(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

3 (略)

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 (略)